

受 理 書

第267号

令和4年8月3日

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
管理者様

天理市長 並 河



令和4年7月29日届出の、騒音規制法の規定による特定施設の設置届出書  
(特定施設の種類：2. 空気圧縮機並びに送風機) を受理しました。

記

1. 工場又は事業場の名称及び所在地  
山辺・県北西部広域環境衛生組合  
天理市岩屋町459番地 他2筆
2. 特定施設の種類及び数
  2. 空気圧縮機 4台
  - 送風機 22台

なお、特定工場等において発生する騒音の規制基準を厳守すること。  
(第3種区域：準住居地域)

昼間：8時から18時まで	60デシベル
朝夕：6時から8時まで及び 18時から22時まで	50デシベル
夜間：22時から翌日6時まで	45デシベル